

名称等	「沼津市都市計画道路の整備方針」の策定について
担当	都市計画部 まちづくり政策課 直通 055-934-4760

## 1 内容

平成30年5月に策定した「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」に基づき、「沼津市都市計画道路の整備方針」を策定しました。

## 2 目的・理由

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保する上で重要な都市施設として、都市計画法に基づいて定められた道路です。

本市の都市計画道路は、高度経済成長期における自動車交通量の増大を前提として計画されてきましたが、近年における人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化により、都市計画決定後、長期間にわたり事業が実施されていない路線においては、時間の経過とともに当初決定の必要性や役割等に変化が生じている可能性が考えられます。

このような状況を踏まえて、本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現に向け、都市計画道路のあり方を示すとともに、都市計画道路事業の整備をより効率的・効果的に推進するため、「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」に基づき、「沼津市都市計画道路の整備方針」を策定しました。

## 3 経緯・経過

策定にあたっては、有識者から提言・助言を受け、庁内検討会で検討を行うとともに、都市計画審議会において意見聴取を行いました。

また、広く市民の意見を聴くため、パブリック・コメントの実施及び市民説明会を開催しました。

## 4 今後の予定

今後の都市計画道路の整備については、現在、事業を実施している路線の整備を着実に推進するとともに、今回策定した整備方針に基づき順次整備を行い、都市計画道路網の形成を図っていきます。

また、整備方針において「計画が廃止となる路線・区間」に位置付けられた路線・区間については、都市計画の変更(廃止)に向け、都市計画法に基づく手続きを進めていきます。

## 5 その他

市ホームページに掲載しています。

※多くの市民の方に周知頂きたいため、告知等ご協力願います。